

平成 28 年 3 月市議会提出条例について

(当初提案)

〔総務部総務課〕

【目次】

1	福知山市職員の退職管理に関する条例	1
2	福知山市職員の降給に関する条例	1
3	福知山市公共施設等総合管理基金条例	1
4	福知山市附属機関設置条例の一部を改正する条例	2
5	福知山市情報公開条例の一部を改正する条例	2
6	福知山市個人情報保護条例の一部を改正する条例	3
7	福知山市職員定数条例の一部を改正する条例	3
8	福知山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	4
9	福知山市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例	4
10	福知山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	4
11	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	5
12	福知山市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例の一部を改正する条例	5
13	福知山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	5
14	福知山市手数料条例の一部を改正する条例	6
15	福知山市防災会議条例の一部を改正する等の条例	6
16	福知山市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例	7

17	福知山市火災予防条例の一部を改正する条例	7
18	福知山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	7
19	福知山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	8
20	福知山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	8
21	福知山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	9
22	福知山市教育集会所条例の一部を改正する条例	10
23	福知山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	10
24	福知山市簡易水道設置条例の一部を改正する条例	10

1 福知山市職員の退職管理に関する条例（新規）

【職員課】

1 制定の理由

地方公務員法の一部改正に伴い、福知山市職員の退職管理に関して条例で定める必要がある。

2 制定の内容

- (1) 趣旨を定めることとした。 (第1条関係)
- (2) 再就職者による依頼等を規制することとした。 (第2条関係)
- (3) 規則で定める職に就いている職員であった者は、任命権者への届出を義務付けることとした。 (第3条関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

2 福知山市職員の降給に関する条例（新規）

【職員課】

1 制定の理由

地方公務員法の一部改正に伴い、福知山市職員の降給に関して条例で定める必要がある。

2 制定の内容

- (1) 目的を定めることとした。 (第1条関係)
- (2) 降給の種類は、降格及び降号と定めることとした。 (第2条関係)
- (3) 降格の事由を定めることとした。 (第3条関係)
- (4) 降号の事由を定めることとした。 (第4条関係)
- (5) 職員を降給させる場合には、通知書を交付することとした。 (第5条関係)
- (6) 受診命令に従う義務を定めることとした。 (第6条関係)
- (7) 実施事項を規則へ委任することとした。 (第7条関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

3 福知山市公共施設等総合管理基金条例（新規）

【資産活用課】

1 制定の理由

福知山市公共施設等総合管理基金を設置するため、条例を制定する必要がある。

2 制定の内容

- (1) 福知山市公共施設マネジメント計画の推進のため公共施設等の整理、整備等に関する経費に充てるため基金を設置することとした。 (第1条関係)

- (2) 基金への積立ては、土地建物売払収入、土地建物貸付収入その他の収入及び基金から生じる利子とすることとした。 (第2条関係)
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することとした。 (第3条関係)
- (4) 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れることとした。 (第4条関係)
- (5) 市長は、財政上必要があると認められるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。 (第5条関係)
- (6) (1)の資金に充てるため基金の全部又は一部を処分することができることとした。 (第6条関係)
- (7) 基金の管理について必要な事項は、市長が定めることとした。 (第7条関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

4 福知山市附属機関設置条例の一部を改正する条例 (一部改正)

【職員課】

1 改正の理由

福知山市行政不服審査会等を設置すること等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

別表に次の改正を行うこととした。 (別表関係)

- (1) 福知山市行政不服審査会を新設することとした。
- (2) 指定管理者制度第三者評価委員会を新設することとした。
- (3) 福知山市就学指導委員会の名称を福知山市教育支援委員会に改めることとした。

3 施行期日

平成28年4月1日

5 福知山市情報公開条例の一部を改正する条例 (一部改正)

【秘書課】

1 改正の理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 章名を審査請求に改めることとした。 (第3章関係)
- (2) 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、法を適用しないこととした。 (第19条の2関係)
- (3) 福知山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問した場合は、法に規定する弁明

書の写しを添付することとした。

(第20条第2項関係)

- (4) 文言の整理を行うこととした。(目次、第20条第1項、第21条、第22条、第23条第1項、第24条第4項、第25条第1項及び第2項、第26条第1項、第27条第1項並びに第29条第2項及び第3項関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

6 福知山市個人情報保護条例の一部を改正する条例 (一部改正)

【秘書課】

1 改正の理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 節名を審査請求に改めることとした。

(第4章第4節関係)

- (2) 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、法を適用しないこととした。

(第40条の2関係)

- (3) 福知山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問した場合は、法に規定する弁明書の写しを添付することとした。

(第41条第2項関係)

- (4) 文言の整理を行うこととした。

(第41条、第42条、第43条第2項及び第3項、第44条関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

7 福知山市職員定数条例の一部を改正する条例 (一部改正)

【職員課】

1 改正の理由

市立福知山市民病院の診療機能の強化による職員の増加に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

市立福知山市民病院の職員定数を610人から655人に増員することとした。

(第2条第1項関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

8 福知山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

1 改正の理由

地方公務員法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 報告事項に職員の人事考課の状況を加えることとした。 (第3条関係)

(2) 報告事項に職員の退職管理の状況を加えることとした。 (第3条関係)

(3) 文言の整理をすることとした。 (第3条及び第5条関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

9 福知山市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

1 改正の理由

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

文言を改めることとした。 (第6条第1項関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

10 福知山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）

【職員課】

1 改正の理由

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 傷病補償年金と障害厚生年金等を併給される場合の、調整率を引き上げることとした。 (附則第5条第1項の表関係)

(2) 休業補償と障害厚生年金等を併給される場合の、調整率を引き上げることとした。 (附則第5条第2項の表関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

11 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

1 改正の理由

水防協議会委員の廃止等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 別表に次の改正を行うこととした。 (別表関係)

ア 水防協議会を防災会議へ統合することに伴い、水防協議会委員を削ることとした。

イ 地域公共交通会議委員に専門委員を加えることとした。

ウ 就学指導委員会を教育支援委員会に名称を改めることとした。

エ 行政不服審査会委員を加えることとした。

オ 指定管理者制度第三者評価委員会委員を加えることとした。

(2) 文言の整理を行うこととした。 (第5条第1項関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

12 福知山市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）

【職員課】

1 改正の理由

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

引用する条項のずれを改めることとした。 (第1条関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

13 福知山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（一部改正）【税務課】

1 改正の理由

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 地方税法により準用する行政不服審査法審査法の内容及び範囲の改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(第4条第2項及び第6項並びに第6条第4項関係)

(2) 決定書の作成には、主文、事案の概要、審査申出人及び市長の主張の要旨並び

- に理由を記載し、委員会が記名押印することとした。 (第11条第1項関係)
- (3) 引用する法令を改めることとした。 (第4条第3項関係)
- (4) 文言の整理を行うこととした。 (第4条第2項及び第3項関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

14 福知山市手数料条例の一部を改正する条例 (一部改正)

【総務課】

1 改正の理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 行政不服審査法の規定に基づく手数料を徴収することとした。(第1条関係)
- (2) 審理員が行う提出書類等の写し等の交付は、1枚につき10円とすることとした。(別表関係)
- (3) 行政不服審査会等の附属機関が行う主張書面等の写し等の交付は、1枚につき10円とすることとした。(別表関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

15 福知山市防災会議条例の一部を改正する等の条例 (一部改正)

【危機管理室・消防本部】

1 改正の理由

福知山市防災会議に福知山市水防協議会を統合することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 水防に関しては、防災会議で調査審議することとした。(第2条関係)
- (2) 福知山市水防協議会条例を廃止することとした。(附則第2項関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

**16 福知山市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例
（一部改正）【消防本部】**

1 改正の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 傷病補償年金と障害厚生年金等を併給される場合の、調整率を引き上げることとした。 (附則第4条第2項の表関係)

(2) 休業補償と障害厚生年金等を併給される場合の、調整率を引き上げることとした。 (附則第4条第5項の表関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

**17 福知山市火災予防条例の一部を改正する条例（一部改正）
【消防本部】**

1 改正の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 新たな設備及び器具の流通により、当該設備及び器具に係る可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離について定めることとした。 (別表第3関係)

(2) 文言を整理することとした。 (別表第3関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

**18 福知山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（新規）
【生活交通課】**

1 制定の理由

消費者安全法の一部改正に伴い、福知山市消費生活センターの組織及び運営等に関して条例で定める必要がある。

2 制定の内容

(1) 趣旨を定めることとした。 (第1条関係)

(2) 名称及び住所等を告示することとした。 (第2条関係)

- (3) 目的を定めることとした。 (第3条関係)
- (4) 事業の内容を定めることとした。 (第4条関係)
- (5) 消費生活センターに消費生活センター長及び職員を置くこととした。 (第5条関係)
- (6) 消費生活センターに消費生活相談員を置くこととした。 (第6条関係)
- (7) 消費生活相談員の処遇の確保について定めることとした。 (第7条関係)
- (8) 職員の研修について定めることとした。 (第8条関係)
- (9) 情報の安全管理について定めることとした。 (第9条関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

19 福知山市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (一部改正) 【保険課】

1 改正の理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 基礎賦課限度額を520,000円から540,000円に改めることとした。
(第14条の6関係)
- (2) 後期高齢者支援金等賦課限度額を170,000円から190,000円に改めることとした。
(第14条の6の10関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

20 福知山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (一部改正) 【高齢者福祉課】

1 改正の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、運営推進会議を設置し、地域との連携等を図ることとした。
(第78条関係)
- (2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、活動状況の報告及び運営推進会議からの評価、要望、助言等の記録を保存しなければならないこととした。

(第79条第2項関係)

(3) 指定基準の見直しに伴い、指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定地域密着型通所介護事業所は、生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員を置かないことができることとした。(第151条第13項関係)

(4) 引用する条項のずれ等を改めることとした。(第16条、第17条、第65条第1項及び第2項、第87条、第105条、第108条、第109条、第127条第2項、第128条、第129条第1項、第148条第2項、第149条、第150条第1項、第176条第2項第7号、第177条、第189条、第201条第2項第10号並びに第202条関係)

(5) 文言を改めることとした。(第30条第2項、第54条第2項、第107条第2項第8号、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

21 福知山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(一部改正)【高齢者福祉課】

1 改正の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、運営推進会議を設置し、地域との連携等を図ることとした。(第39条第3項関係)

(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、活動状況の報告及び運営推進会議からの評価、要望、助言等の記録を保存しなければならないこととした。

(第39条第4項関係)

(3) 引用する条項のずれを改めることとした。(第9条第1項及び第2項関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

22 福知山市教育集会所条例の一部を改正する条例（一部改正）

【生涯学習課】

1 改正の理由

岡ノ三教育集会所の指定管理を廃止するため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

岡ノ三教育集会所を指定管理者の管理する施設から削ることとした。

（第3条関係）

3 施行期日

平成28年4月1日

23 福知山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【都市計画課】

1 改正の理由

福知山都市計画地区計画に中六人部地区整備計画区域を追加することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

別表に中六人部地区整備計画区域を加えることとした。

（別表第1及び別表第2関係）

3 施行期日

規則で定める日

24 福知山市簡易水道設置条例の一部を改正する条例（一部改正）

【上下水道部】

1 改正の理由

北部簡易水道の給水区域の変更に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

北部簡易水道の給水区域に大江町橋谷の一部を加えることとした。（別表関係）

3 施行期日

平成28年4月1日